

都市計画を定める土地の区域（佐倉市決定）

○変更により新たに道路区域となる土地の区域
なし

○変更により道路区域から除く土地の区域
佐倉市鐺木町、新町、弥勒町、野狐台町、鍋山町、飯田、大佐倉、栄町、江原及び江原新田の各一部の区域